

○放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	
<p>放射性同位元素等の区分</p> <p>容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセル（以下「カプセル等」という。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性同位元素等」という。）</p> <p>イ（略）</p> <p>別記第一に定めるところにより、衝撃試験</p>	<p>放射性同位元素等</p> <p>（略）</p> <p>放射能の量</p> <p>放射性同位元素等として運搬できる放射性同位元素等）</p> <p>第二条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として文部科学大臣の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。</p> <p>一 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの</p>
改 正 前	
<p>放射性同位元素等の区分</p> <p>容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセル（以下「カプセル等」という。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性同位元素等」という。）</p> <p>イ（略）</p> <p>別記第一に定めるところにより、衝撃試験</p>	<p>放射性同位元素等</p> <p>（略）</p> <p>放射能の量</p> <p>放射性同位元素等として運搬できる放射性同位元素等）</p> <p>第二条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として文部科学大臣の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。</p> <p>一 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの</p>

二 (略) イ〜ロ (略) ハ 当該機器等（放射線発光塗料を用いたものを除く。）は「放射性」又は「 <u>RADIOACTIVE</u> 」の表示を有する」と。 ニ (略) 三 (略)	固	及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下同じ。）の漏えい量が、二キロボクレルを超えないものであること。ただし、衝撃試験及び打撃試験にあつては重量が二百グラム未満のカプセル等については文部科学大臣が認める試験、二百グラム以上五百グラム未満のカプセル等については文部科学大臣が認める試験、加熱試験にあつては文部科学大臣が認める試験に代えることができる。	(略)
	(略)	(略)	

二 (略) イ〜ロ (略) ハ 当該機器等（放射線発光塗料を用いたものを除く。）は「放射性」又は「 <u>RADIOACTIVE</u> 」の表示を有する」と。 ニ (略) 三 (略)	固	及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性同位元素の漏えい量が、二キロボクレルを超えないものであること。ただし、衝撃試験及び打撃試験にあつては重量が二百グラム未満のカプセル等については文部科学大臣が認める試験、二百グラム以上五百グラム未満のカプセル等については文部科学大臣が認める試験、加熱試験にあつては文部科学大臣が認める試験に代えることができる。	(略)
	(略)	(略)	

(低比放射性同位元素及び表面汚染物)

第四条 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。

一〜三 (略)

2 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める表面汚染物は、放射性同位元素によつて表面が汚染されたもの(以下この項において「汚染物」という。)であつて、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量が $A_2$ 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。

一〜二 (略)

別表第二(第二条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	(略)	(略)

(低比放射性同位元素及び表面汚染物)

第四条 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等にあつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしやへの効果は考慮しないこととする。

一〜三 (略)

2 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める表面汚染物は、放射性同位元素等によつて表面が汚染されたもの(以下この項において「汚染物」という。)であつて、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量が $A_2$ 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしやへの効果は考慮しないこととする。

一〜二 (略)

別表第二(第二条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	(略)	(略)

<p>(略)</p>	<p>一 放出する放射線が一種類の場合（二に該当する場合を除く。）                  イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合（陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。）                  ロ ベータ線を放出する場合                  ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号）別表第二（以下「数量告示別表第二」という。）中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。）                  ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合（数量告示別表第二中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。）                  ホ アルファ線を放出する場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考

$e_{pt}$  は一メートルの距離における放射性同位元素の実効線量率係数 ( $S_v \cdot B q^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $e_{\beta}$  は自己遮蔽体から一メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性同位元素の皮膚の等価線量率係数 ( $S_v \cdot B q^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $h_{skin}$  は皮膚上の放射

<p>(略)</p>	<p>一 放出する放射線が一種類の場合（二に該当する場合を除く。）                  イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合（陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。）                  ロ ベータ線を放出する場合                  ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号）別表第一（以下「数量告示別表第一」という。）中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。）                  ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合（数量告示別表第一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。）                  ホ アルファ線を放出する場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考

$e_{pt}$  は一メートルの距離における放射性同位元素の実効線量率係数 ( $S_v \cdot B q^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $e_{\beta}$  は自己しやくい体から一メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性同位元素の皮膚の等価線量率係数 ( $S_v \cdot B q^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $h_{skin}$  は皮膚上の

性同位元素の単位密度 ( $Bq \cdot m^{-2}$ ) 当たりの皮膚の等価線量率係数 ( $Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$ ) を、 $e_{inh}$  は当該放射性同位元素の化学形を考慮しない場合における数量告示別表第二中第二欄又は第三欄に掲げる値 ( $Bq \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1}$ ) のうち最小のものを、 $I_{sub}$  はサブマージョンにおける単位積分濃度 ( $Bq \cdot s \cdot m^{-3}$ ) 当たりの実効線量係数 ( $Sv \cdot Bq^{-1} \cdot s^{-1} \cdot m^3$ ) をそれぞれ示す。

放射性同位元素の単位密度 ( $Bq \cdot m^{-2}$ ) 当たりの皮膚の等価線量率係数 ( $Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$ ) を、 $e_{inh}$  は当該放射性同位元素の化学形を考慮しない場合における数量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる値 ( $Bq \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1}$ ) のうち最小のものを、 $I_{sub}$  はサブマージョンにおける単位積分濃度 ( $Bq \cdot s \cdot m^{-3}$ ) 当たりの実効線量係数 ( $Sv \cdot Bq^{-1} \cdot s^{-1} \cdot m^3$ ) をそれぞれ示す。